

公 告

令和8年度米公共施設第5号米原市公共施設等総合管理計画改定業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年6月15日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業 務 名 令和8年度 米公共施設第5号

米原市公共施設等総合管理計画改定業務

(2) 業務内容

本市は、公共施設の効率的かつ効果的な維持修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、保有する公共施設等の総量の最適化や有効活用を図る継続的な取組みを実行するため、平成25年10月に「米原市公共施設再編計画」を策定し、平成29年3月に「米原市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定している。

今後、所有する公共施設等の経年劣化による更新需要が、さらに増加することが見込まれる一方で、少子高齢化や生産人口減少の影響を考えると、将来に渡り税収増加は見込めず、社会保障関連経費の増加、社会基盤整備に応じた公債費の増加もあり、厳しい財政運営を余儀なくされる見通しである。

このような状況を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をより一層推進するため、2つの計画を発展的に統合し、令和4年3月に本計画を改定している。

計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和18年度（2036年度）までの20年間とし、5年を目処に実態把握と中間評価を行っている。

本業務は、公共施設等の現況および市内人口や財政状況等の見直しを見直し、現行の公共施設等総合管理計画の実施状況から本計画の見直しの前提条件を明確化し、令和5年10月10日の総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を踏まえ、本計画を改定することを目的とする。

(3) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和10年3月31日まで

(令和8年度から令和9年度までの2か年継続事業)

2 業務に要する費用（予定価格）

金	14,168,000円	（消費税および地方消費税相当額	1,288,000円）
令和8年度	8,490,900円	（消費税および地方消費税相当額	771,900円）
令和9年度	5,677,100円	（消費税および地方消費税相当額	516,100円）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからオのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 前記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利

用するなどしている者

- (6) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）に国または地方公共団体の公共施設管理計画策定業務または公共施設管理計画改定業務を受託し、完了した実績を有していること。

4 プロポーザル実施の日程

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和8年6月26日（金）午後4時45分まで |
| (2) 質問回答 | 令和8年7月3日（金） |
| (3) 企画提案書等の提出期間 | 公告の日の翌日から
令和8年7月10日（金）午後4時45分まで |
| (4) 第1次審査 | 令和8年7月21日（火）【予定】 |
| (5) 第1次審査結果通知 | 令和8年7月24日（金）【予定】 |
| (6) 第2次審査 | 令和8年8月6日（木）【予定】 |
| (7) 第2次審査結果通知 | 令和8年8月中旬【予定】 |
| (8) 契約締結 | 令和8年8月下旬【予定】 |

5 その他

詳細は、米原市公共施設等総合管理計画改定業務公募型プロポーザル実施要領による。

6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 政策推進部 公共施設マネジメント課 TEL 0749-53-5147（直通）

FAX 0748-53-5138

メール shisetsu@city.maibara.lg.jp